

平成 24 年版

# 浜松市の市税のすがた

浜 松 市

## 目 次

浜松市の税のあらまし		
1	はじめに	1
2	平成 23 年度市税の決算状況と分析	
(1)	平成 23 年度収入状況	2
(2)	収入率の状況	5
(3)	滞納繰越額の状況	7
(4)	不納欠損処理の状況	9
3	平成 24 年度市税予算の概要	11
収納率向上・滞納額削減対策		
1	平成 24 年度の目標と対策	12
2	個別の取組	
(1)	民間委託による効果の検証	14
(2)	コンビニ収納による効果の検証	15
(3)	口座振替推進対策	16
(4)	外国人の収納対策	17
(5)	特別徴収事業所の拡大策	18
(6)	浜松納税意識啓発市民会議との協働	19
(7)	エルタックスの実績と取組	20
(8)	市役所の税務組織体制の見直し	21
国と地方の取組		
1	国と地方の税体系	22
2	静岡地方税滞納整理機構の実績と効果	24
3	条例指定寄附金制度	25
4	ふるさと納税(寄附金)制度	26
浜松市の税の分析		
1	統計からみた税の分析	
(1)	全国的な比較からみた浜松市の特徴	28
(2)	経年変化からみた平成 23 年度決算の特徴	30
(3)	浜松市の市税収入率及び滞納繰越額実績表	32
2	市民一人当たりの分析	
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	33
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	34

# 浜松市の税のあらまし

## 1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はそのひとつである。

本市においては、個人市民税をはじめとして全部で 9 種類の税を課税しており、平成 23 年度における市税収入 1,250 億円は、一般会計歳入総額 2,942 億円の 42.5% を占め、本市の財政運営に重要な役割を担っている。

市税の収入率は、平成 19 年度からの「税源移譲」に伴う個人市民税の負担増加や平成 20 年度後半からの世界同時不況により低下していたが、平成 22 年度より、現年分滞納整理体制の確立、差押えを中心とした滞納整理を徹底したことから、2 年連続で上昇に転じた。

また、平成 23 年度末の市税累積滞納額は、前年度比 6 億円減少し、約 68 億円となっている。

収納率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納は、結果的に多くの善良な市民の負担となることから、負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる問題にもなりかねない。

本市では、市税滞納額の削減の目標値等を定めた「市税滞納削減アクション・プラン」を平成 19 年 6 月に策定し、収納率の向上や滞納額削減に向けて、職員が一丸となって様々な対策に取り組んだ。また、平成 22 年 9 月には、「新アクションプラン」を策定し、「早期の対策で滞納を断つ」とのスローガンを掲げ、一層の収納率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収納状況等の分析に基づき、今後の取組を示すことで、市税の現状についてご理解いただく際の案内役となるものと考えている。

## 2 平成 23 年度市税の決算状況と分析

### (1) 平成 23 年度収入状況

(単位：百万円、%)

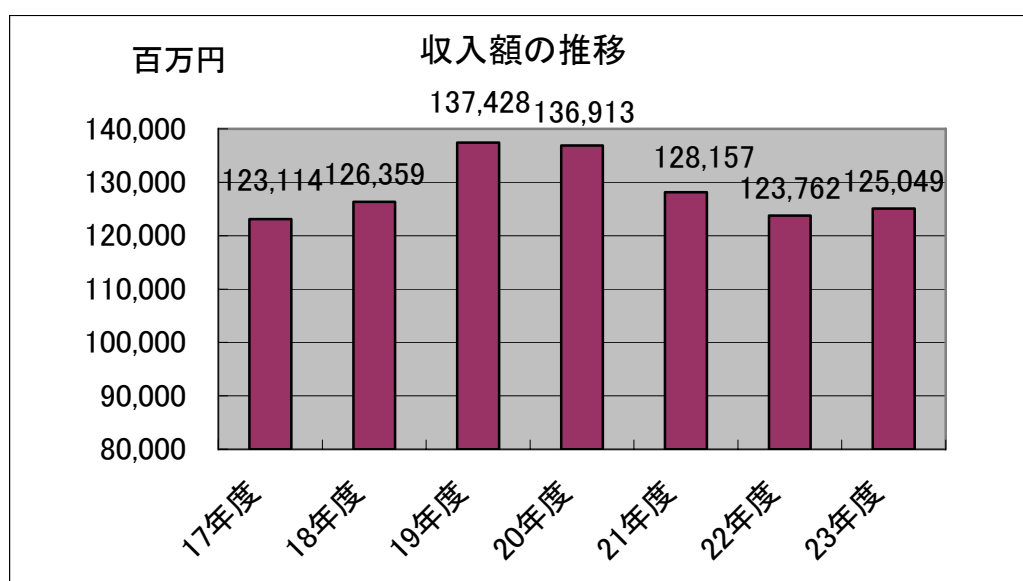
		22 決算額	23 最終予算	23 決算額	= - 決算 増減額	/ 決算 増減率	- 予算 増減額
市民税	個人	44,003	43,206	43,040	963	2.19	166
	法人	10,116	10,488	10,272	156	1.54	216
固定資産税		53,291	53,047	53,510	219	0.41	463
軽自動車税		1,467	1,449	1,491	24	1.64	42
市たばこ税		4,308	4,641	4,902	594	13.79	261
事業所税		3,763	3,790	4,240	477	12.68	450
都市計画税		6,700	7,275	7,482	782	11.67	207
その他の税		114	104	112	2	1.75	8
計		123,762	124,000	125,049	1,287	1.04	1,049

#### 《収入額の現状》

前年度に引き続き景気低迷の影響を受け、個人市民税が減少したものの、都市計画税等の制度改正による増収のため約 12.9 億円の増

- ・市税総額は 1,250 億 4,900 万円で、前年度比約 12.9 億円の増となった。
- ・個人市民税は、リーマンショックによる平成 21 年分個人所得の落ち込みの影響を受け、前年度比約 9.6 億円の減となった。
- ・法人市民税は、小売業で 2.1 億円、運輸通信業で 1.8 億円の増となったものの、製造業では 1.3 億円の減となり、全体として約 1.6 億円の増となった。
- ・固定資産税は、償却資産がリーマンショックの影響を抜け出せず、4.6 億円の減となったが、家屋の増分等 7.4 億円により、全体では約 2.2 億円の増となった。
- ・軽自動車税は、原動機付自転車の登録台数は減少したものの、高税率である軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により約 0.2 億円の増となった。

- ・市たばこ税は、売り渡し本数が約 8,300 万本減となったが、平成 22 年 10 月からの税率の引き上げにより約 5.9 億円の増となった。
- ・事業所税は約 4.8 億円の増となった。このうち、合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了し、平成 23 年度から課税対象となった調定額は約 4.4 億円である。
- ・都市計画税は約 7.8 億円の増となった。このうち、合併による不均一課税の措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対し、一律 0.3%の課税とした増額分は約 6.8 億円である。



平成 17 年度は合併による 11 市町村の打切決算分を含む。

## 《収入額の他都市比較》

市名	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
横浜市	705,469	1	191,255	4
大阪市	636,066	2	238,164	1
名古屋市	486,147	3	214,978	2
川崎市	287,127	4	200,455	3
札幌市	277,128	5	144,214	19
神戸市	269,848	6	175,045	9
福岡市	268,264	7	180,886	5
京都市	248,620	8	169,062	11
さいたま市	217,600	9	176,541	7
広島市	199,908	10	170,095	10
千葉市	170,415	11	177,181	6
北九州市	159,792	12	164,750	12
仙台市	158,485	13	150,963	16
堺市	132,616	14	157,381	13
浜松市	125,049	15	156,822	14
静岡市	124,816	16	175,220	8
新潟市	117,833	17	145,584	18
岡山市	109,152	18	153,484	15
相模原市	107,784	19	149,972	17
熊本市	93,863	20	127,816	20
指定都市平均	244,799		170,993	
類似都市平均	128,589		155,352	

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

類似都市( )についてはP10「用語の解説」を参照

### 20 指定都市中、市税収入額は 15 位、一人当たり市税額は 14 位

- ・本市の市税収入額 1,250 億 4,900 万円は、政令市 20 市中 15 番目で、政令指定都市の平均収入額約 2,450 億円の約半分。
- ・市民一人当たり市税は 156,822 円で、政令市平均を 14,171 円下回り 14 位。
- ・市税収入額、市民一人当たり市税ともに類似都市平均に近い数値である。

## (2) 収入率の状況

【平成 23 年度（現年課税分）収入率】

（単位：百万円、％）

		調定額	収入額	/ 23 収入率	22 収入率	/ - 収入率増減
市民税	個人	43,031	42,138	97.93	97.69	0.24
	法人	10,293	10,247	99.55	99.56	0.01
固定資産税		53,492	52,872	98.84	98.75	0.09
軽自動車税		1,504	1,470	97.73	97.48	0.25
市たばこ税		4,902	4,902	100.00	100.00	0.00
事業所税		4,232	4,199	99.22	98.87	0.35
都市計画税		7,489	7,402	98.84	98.75	0.09
その他の税		116	111	95.21	94.51	0.70
現年課税分計		125,059	123,341	98.63	98.47	0.16
滞納繰越分		7,389	1,708	23.11	21.78	1.33
合 計		132,448	125,049	94.41	93.75	0.66

収入率は、千円単位で計算

### 《収入率の現状》

現年課税分収入率 98.63%は前年度から 0.16 ポイント増

- ・市税全体の現年課税分・滞納繰越分合計の収入率は、前年度と比べて 0.66 ポイント増の 94.41%となった。
- ・個人市民税の現年課税分収入率は、特別徴収事業所の指定を拡大したことから収入率においては 0.03 ポイント（H22:99.84% H23:99.81%）減となったが、普通徴収分の現年課税分の滞納処理対策の強化により 0.43 ポイント（H22:92.30% H23:92.73%）増となり、全体では 0.24 ポイント増の 97.93%となった。
- ・固定資産税の収入率は、前年度と比べて 0.09 ポイント増の 98.84%となった。
- ・滞納繰越分の収入率は前年度と比べて 1.33 ポイント増の 23.11%となった。

《収入率の他都市比較》

( = 類似都市 )

市名	全体収入率	順位	現年課税分収入率	順位	滞納繰越分収入率	順位
横浜市	97.88%	1	99.05%	2	41.75%	1
名古屋市	97.83%	2	99.30%	1	33.95%	4
京都市	97.19%	3	99.01%	3	33.96%	3
川崎市	96.55%	4	98.84%	8	30.10%	6
北九州市	96.21%	5	98.66%	10	34.06%	2
福岡市	96.13%	6	98.86%	7	26.21%	8
大阪市	95.84%	7	98.89%	5	23.94%	13
広島市	95.84%	8	98.96%	4	26.04%	9
神戸市	95.56%	9	98.86%	6	24.56%	12
◇堺市	94.99%	10	98.45%	15	26.41%	7
札幌市	94.95%	11	98.33%	19	32.15%	5
◇新潟市	94.85%	12	98.77%	9	25.23%	10
◇浜松市	94.41%	13	98.63%	11	23.11%	15
◇相模原市	94.28%	14	98.37%	16	21.24%	18
◇さいたま市	94.27%	15	98.35%	17	25.16%	11
◇岡山市	93.96%	16	98.35%	18	23.14%	14
◇静岡市	93.84%	17	98.57%	12	21.80%	17
仙台市	93.53%	18	98.47%	13	20.29%	19
千葉市	93.23%	19	98.47%	14	18.37%	20
◇熊本市	91.91%	20	97.83%	20	22.64%	16
指定都市平均	95.16%		98.65%		26.71%	
類似都市平均	94.06%		98.42%		23.59%	

各市の収入率は速報値で決算認定前の数値。(同率の場合は、小数点第三位で順位付)

現年課税分収入率、滞納繰越分収入率ともに前年度と比べて上昇しており、全体収入率の順位も上昇した。依然として政令指定都市平均を下回っているが、類似都市の中では上位の実績である。

- ・横浜市、名古屋市、京都市などの旧5大市の収入率が高く、後発の政令指定都市の収入率が低い傾向。
- ・市税全体収入率 94.41%(H22:93.75%)は、政令指定都市の平均 95.16%(H22:94.97%)より 0.75ポイント低く、20市中13位(H22:19市中16位)。類似都市では8市中3位。
- ・現年課税分収入率 98.63%(H22:98.47%)は、政令指定都市の平均 98.65%(H22:98.43%)より 0.02ポイント低く、20市中11位(H22:19市中11位)。類似都市では8市中2位。
- ・滞納繰越分収入率 23.11%(H22:21.78%)は、政令指定都市の平均 26.71%(H22:26.12%)より 3.60ポイント低く、20市中15位(H22:19市中17位)。類似都市では8市中5位。
- ・類似都市平均と比べると、全体では0.35ポイント、現年課税分では0.21ポイント高いが、滞納繰越分は0.48ポイント下回る。



### (3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	H23	H22	H23-H22
前年度末の滞納繰越額	7,435	8,172	737
のうち、収入額	1,708	1,770	62
不納欠損額	522	799	277
調整額(調定減)	45	46	1
新規滞納額	1,673	1,878	205
<b>年度末滞納繰越額</b>	<b>6,833</b>	<b>7,435</b>	<b>602</b>
- - + +			
<b>滞納繰越額の増減</b>	<b>602</b>	<b>737</b>	<b>135</b>
滞納分収入率 %	23.11	21.78	1.33

#### 滞納繰越額税目別内訳及び人数

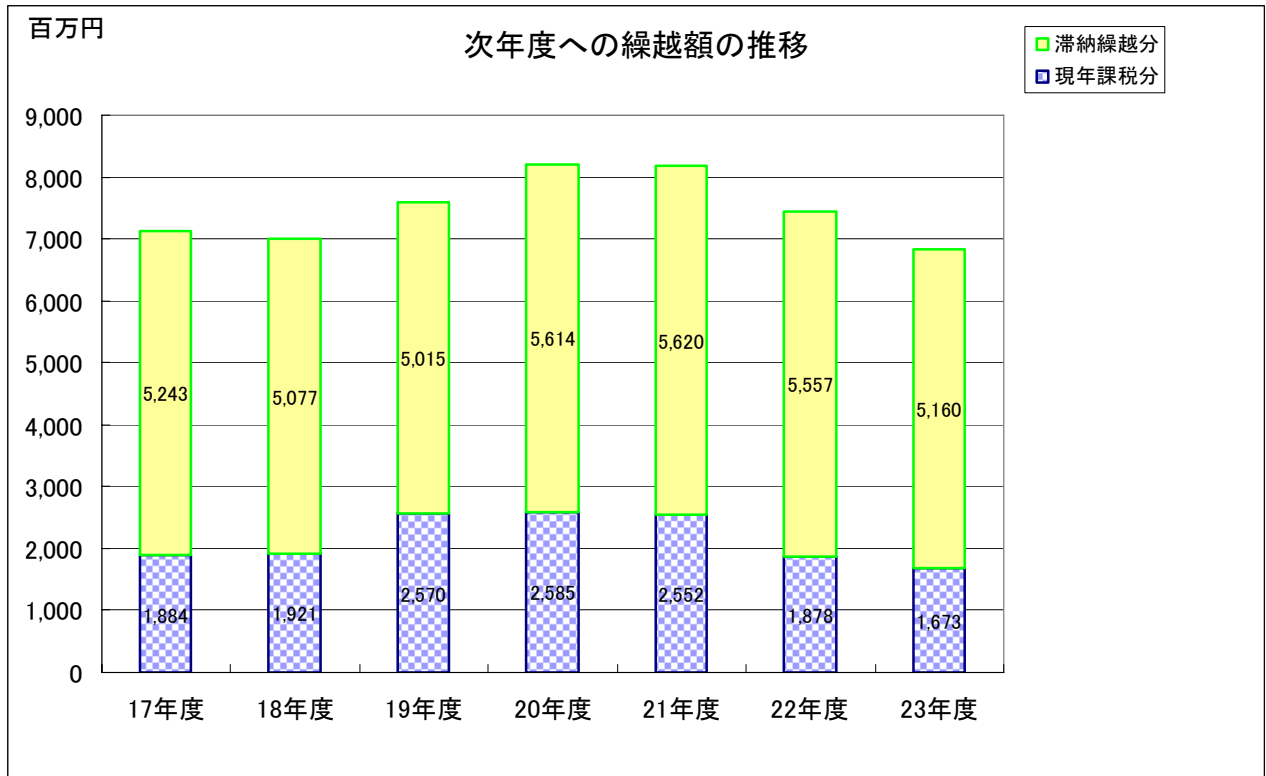
(単位:百万円)

税目	H23	H22	H23-H22	
市民税	個人	4,236	4,620	384
	法人	144	142	2
固定資産税	1,983	2,188	205	
軽自動車税	116	118	2	
事業所税	80	87	7	
都市計画税	257	269	12	
その他の税	17	11	6	
合計	6,833	7,435	602	
人数	46,533人	50,194人	3,661人	

#### 《滞納繰越額の現状》

平成23年度末滞納繰越額は約6.0億円減少し、約68.3億円

- ・滞納繰越分の収入額は、対前年比0.6億円減の17億800万円。
- ・新規滞納額は、対前年比2.1億円減の16億7,300万円。
- ・税目別では、個人市民税が3億8,400万円、固定資産税が2億500万円減少し、全体では6億200万円の減となった。
- ・滞納繰越の人数も、前年度と比べて3,661人減の延46,533人となった。



### 《滞納繰越額の他都市比較》

市名	滞納繰越額 (百万円)	調定額に対する 割合
横浜市	12,517	1.74%
名古屋市	8,725	1.76%
京都市	6,452	2.52%
川崎市	9,364	3.15%
福岡市	9,494	3.40%
北九州市	5,836	3.51%
広島市	7,770	3.72%
大阪市	24,799	3.74%
神戸市	11,607	4.11%
札幌市	13,165	4.51%
堺市	6,708	4.80%
新潟市	6,096	4.91%
浜松市	6,833	5.16%
仙台市	9,104	5.37%
さいたま市	12,550	5.44%
相模原市	6,217	5.44%
静岡市	7,508	5.64%
岡山市	6,626	5.70%
千葉市	11,345	6.21%
熊本市	7,621	7.46%
平均	9,517	4.42%

滞納繰越額の市税調定額に対する割合は政令指定都市平均以下

- 滞納繰越額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は 5.16% (H22:5.63%) で、政令指定都市の平均 4.42% と比べて 0.74 ポイント高い。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

#### (4) 不納欠損処理の状況

区分	平成23年度		平成22年度		増減	
	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)
消滅時効	25,162	229,702	26,429	254,697	1,267	24,995
執行停止3年継続	2,689	39,986	4,679	63,515	1,990	23,529
即時欠損処理	8,823	299,500	16,856	500,225	8,033	200,725
計	36,674	569,188	47,964	818,437	11,290	249,249

#### 《不納欠損処理の現状》

平成23年度の不納欠損額は、前年度と比べて2.5億円減の約5.7億円

- ・ 処理件数は前年度より11,290件減少し、欠損額のうち即時欠損処理が2億円減となり、全体として2.5億円減の約5.7億円となった。

#### 《不納欠損額の政令指定都市比較》

市名	不納欠損額 (千円)	調定額に対する 割合
仙台市	2,123,558	1.25%
熊本市	654,951	0.64%
千葉市	1,150,497	0.63%
静岡市	745,429	0.56%
札幌市	1,582,951	0.54%
広島市	1,042,295	0.50%
福岡市	1,295,032	0.46%
浜松市	569,188	0.43%
大阪市	2,804,765	0.42%
名古屋市	2,073,166	0.42%
横浜市	2,770,674	0.38%
岡山市	414,674	0.36%
神戸市	940,618	0.33%
さいたま市	721,632	0.31%
川崎市	890,417	0.30%
京都市	758,634	0.30%
北九州市	477,547	0.29%
相模原市	317,990	0.28%
新潟市	332,918	0.27%
堺市	288,225	0.21%
平均	1,097,758	0.44%

不納欠損額の市税調定額に対する割合は政令指定都市の中で平均的な水準

- ・ 不納欠損額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は、0.43% (H22:0.62%)で政令指定都市の平均0.44%とほぼ同じである。

- ・ 調定額に対する不納欠損額は1%に満たない状況であるが、各市とも年度によってバラツキがみられる。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

## 用語の解説

- 類似都市**……………市町村合併支援プランにより平成 13 年以降に合併を行い政令指定都市に移行した自治体。  
さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が該当する。
- 不納欠損処理**……………既に調定されている歳入が、以下の理由により徴収し得なくなり、今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理するもの。
- 消滅時効**……………徴収権を 5 年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。  
( 執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。 )  
( 地方税法第 18 条 )。
- 執行停止 3 年継続**…滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が 3 年間継続したことにより消滅したもの。( 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 )。
- 即時欠損処理**……………滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。  
( 地方税法第 15 条の 7 第 5 項 )。

### 3 平成 24 年度市税予算の概要

(単位：千円、%)

税 目		平成 24 年度 当初予算	平成 23 年度 当初予算	= - 比較増減	/ 伸び率	構成比
市民税	個人	41,200,000	43,206,000	2,006,000	4.6	34.74
	法人	10,486,000	9,258,000	1,228,000	13.3	8.84
固定資産税		49,897,000	52,899,000	3,002,000	5.7	42.07
国有資産等所在 市町村交付金		98,000	98,000	0	0.0	0.08
軽自動車税		1,472,498	1,449,499	22,999	1.6	1.24
市たばこ税		4,176,980	4,420,979	243,999	5.5	3.52
鉱産税		20	20	0	0.0	0.00
特別土地保有税		2	2	0	0.0	0.00
入湯税		100,500	103,500	3,000	2.9	0.09
事業所税		4,242,000	3,790,000	452,000	11.9	3.58
都市計画税		6,927,000	7,275,000	348,000	4.8	5.84
計		118,600,000	122,500,000	3,900,000	3.2	100.00

#### **市税総額は 1,186 億円で、前年度比較して 39 億円、3.2%減**

- ・ 個人市民税は新規雇用、給与の抑制により 20 億円の減。
- ・ 法人市民税は景気回復基調であることから 12.3 億円の増。
- ・ 固定資産税は、評価替えに伴う下落と新規設備投資の抑制で 30 億円の減。
- ・ 軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の増加で 0.2 億円の増。
- ・ 市たばこ税は、健康志向及び喫煙環境の変化により売上本数の減少を見込んで 2.4 億円の減。
- ・ 事業所税は、市町村合併による新浜松市域への課税免除の終了により 4.5 億円の増。
- ・ 都市計画税は、家屋評価替えに伴う下落により 3.5 億円の減。
- ・ 市税全体に対する各税目割合は、固定資産税及び個人市民税で約 77%を占めている。

## 収納率向上・滞納額削減対策

### 1 平成 24 年度の目標と対策

- ・新アクションプランで定めた各数値目標は、平成 23 年度末時点において概ね達成しているため、平成 24 年度の目標については各項目の実績を考慮して見直しを行なった。

#### < 全体目標 >

現年分収納率	98.78%	滞納繰越額	63 億円未満
--------	--------	-------	---------

#### < 項目別目標 >

##### 現年分滞納整理体制の確立

現年分収納率	アクションプラン H24 98.50%	H23 実績 98.63%	H24 目標 98.78%
--------	------------------------	------------------	------------------

#### ➤ 徴収対策の企画と進捗管理

- ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づき、担当者別の目標額を明確にし、達成率の進捗管理を徹底する。
- ・現年分の年度内徴収を目指し、催告、来庁要請による納税指導とともに現年分滞納者に対して財産調査を進め、差押処分をするなど、早期の徴収対策を実施していく。

#### ➤ 現年分早期滞納処分の実施

- ・現年分のみ滞納で主要税目(市・県民税、固定資産税)を 2 期以上滞納している者に対する早期滞納処分を実施し、現年分収納率の向上を図る。

#### ➤ 民間委託業務の検証と業績向上

民間委託分収納率 40%

- ・民間委託の契約更新に伴う見直しにより、効率性を高めるとともに、一層の業績の向上を図っていく。
- ・電話催告を主体とした業務とし、迅速な処理を行い、早めに徴収担当に引き継ぐものとする。

##### 差押えを中心とした滞納整理の徹底

差押え目標	アクションプラン H24 3,000 件	H23 実績 3,986 件	H24 目標 4,500 件
-------	-------------------------	-------------------	-------------------

- 来庁要請、法的処分中心の滞納整理の更なる徹底を図る。
- 税務組織の再編により、財産調査、差押調書等作成事務の合理化を推進する。

##### 滞納繰越分徴収額の確保

滞納繰越分収入額	アクションプラン H24 15 億円	H23 実績 17 億円	H24 目標 17 億円
----------	-----------------------	-----------------	-----------------

- 徴収担当職員のグループ目標や個人目標を明確にし、定期的な進捗管理を行い効果的な滞納整理を進める。

- 搜索、インターネット公売、不動産公売の実施により、回収困難債権の処理を進めていく。
- 長期滞納案件について徹底した調査を行い、早期に債権処理の方針を決定し、滞納整理推進を図る。
- 滞納額の比較的少額な案件については、合理的な財産調査を行い、債権処理方針を決定する。

#### 外国人対策の推進

収納率	アクションプラン H24 55.00%	H23 実績 61.65%	H24 目標 64.00%
-----	------------------------	------------------	------------------

- 納税に対する広報を積極的に実施するとともに、滞納に対しては財産・収入状況等の調査を徹底し、法的処分による差押等の徴収対策を強化する。
- 納税相談に積極的に対応し、滞納処分の停止および現年課税の減免等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。

#### 口座振替の推進

口座振替利用率	アクションプラン H24 53.70%	H23 実績 54.67%	H24 目標 55.00%
---------	------------------------	------------------	------------------

- 平成 23 年度に引き続き、金融機関に対する口座振替促進手数料支払い事業を推進し、口座振替加入者の増を図る。

#### 特別徴収事業所の拡大

特別徴収事業所数	アクションプラン H24 17,000 事業所	H23 実績 14,574 事業所	H24 目標 17,000 事業所
----------	----------------------------	----------------------	----------------------

- 静岡県下一斉の特別徴収事業所への指定取組と連携を図り、在職者 3 人以上の事業所の指定を行う。
- 新たに指定した事業所への啓発、未納者への早期取組を行う。

個人市民税の収入率向上を目指した県との連携 個人市民税目標収入率 90.8%

- 県と連携した徴収対策を行う。

#### 納税意識高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議と連携して、納税意識の啓発を図る。
- 平成 24 年版「市税のすがた」の作成・公表により納税意識の啓発を図る。

## 2 個別の取組

### (1) 民間委託による効果の検証

平成 23 年度の実績

➤ 電話催告業務内容（4 人工）

納期限経過後約 30 日から 80 日までの「滞納市税・滞納国民健康保険料」について滞納者へ架電し納税指導

➤ 訪問催告業務内容（32 人工）

・現年度に賦課した納期限経過後 80 日を超える「滞納市税・滞納国民健康保険料」について、滞納者宅を訪問し、納税指導

➤ 会話率

	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	77,127 人	49,012 人	63.55%
訪問催告	65,910 人	36,629 人	55.57%
合計	143,037 人	85,641 人	59.88%

➤ 納付額・納付率 (単位：千円)

	催告対象額	応答・接触有		
		応答対象額	納付額	納付率
電話催告	2,302,776	1,117,171	545,916	48.87%
訪問催告	3,508,879	2,087,301	430,976	20.65%
合計	5,811,655	3,204,472	976,892	30.48%

➤ 催告業務の民間委託効果額 120,674 千円

民間委託による効果額算出試算表

- 会話・折衝ができて実際に納付された納付額と、会話・折衝ができなくても納付があった実績（22.70%）を応答・接触済の案件に乗じた想定納付額（催告しなくても納付されたと推定する額）との差を求める。
- その差から委託費用を差引いた金額が、平成 23 年度の催告業務の民間委託による効果額である。

(単位：千円)

	納付額 - 想定納付額	差引
電話催告	545,916 - 442,065	103,851
訪問催告	430,976 - 285,300	145,676
合計	976,892 - 727,365	249,527
委託費用		128,853
差引効果額	( - )	120,674



## (2) コンビニ収納による効果の検証

### 導入時期

平成 19 年度 軽自動車税

平成 20 年度 個人住民税（普通徴収）

平成 21 年度 固定資産税・都市計画税

### 導入結果

#### ア 軽自動車税の比較

	18 年度(A)	22 年度(B)	23 年度(C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	76.3%	80.8%	80.9%	4.6%
(コンビニ分)	( - )	(45.4%)	(47.9%)	(47.9%)
年度内収納率	97.5%	97.5%	97.7%	0.2%

#### イ 個人住民税（普通徴収）の比較

	19 年度(A)	22 年度(B)	23 年度(C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	75.6%	77.2%	77.8%	2.2%
(コンビニ分)	( - )	(13.7%)	(16.1%)	(16.1%)
年度内収納率	91.6%	92.3%	92.7%	1.1%

#### ウ 固定資産税・都市計画税の比較

	20 年度(A)	22 年度(B)	23 年度(C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	80.9%	81.3%	82.0%	1.1%
(コンビニ分)	( - )	(4.8%)	(6.0%)	(6.0%)
年度内収納率	98.7%	98.8%	98.8%	0.1%

### 導入効果

- コンビニ収納の導入に伴い、特に軽自動車税の納期内収納率が向上し、督促状等の発送枚数が減少するなど、経費の削減につながった。
- 全体として、コンビニ収納による利用率及び納期内収納率は導入以来、年々上昇している。このことは、間接的に現年度分収納率の向上に寄与しているものと考えられる。

(個人住民税・固定資産税のコンビニ利用率が軽自動車税と比較して低いのは、1期当たりの納付額が高額となることから、理由のひとつと考えられる。)

### (3) 口座振替推進対策

- ・ 口座振替による納期内納付率は、96.24%と非常に高く、口座振替の推進は収納率の向上に大きく貢献しているものである。

#### 経過

- 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、政令指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。
- 平成 23 年度は、金融機関窓口での口座振替加入促進事業を実施した。  
(平成 22 年度からの継続事業)

#### 口座振替利用率 (平成 23 年度)

市・県民税	固定資産税	軽自動車税	全 体
43.90%	65.86%	25.30%	54.67%

- ・ 浜松市の上記利用率は、すべての税目について政令指定都市 19 市中第 1 位の率となっている。(ただし、一部の市に口座振替未実施税目と未集計税目あり)

#### 口座振替推進事業

- 平成 23 年度実施事業

金融機関が新規の市税口座振替加入者を獲得した場合、1 件 525 円の手数料を市が金融機関に支払った。

$$525 \text{ 円} \times 3,408 \text{ 件} = 1,789 \text{ 千円}$$

ホームページからダウンロードできる口座振替申込用紙の導入に向けて、調査、検討を行った。(平成 24 年導入予定)

- 継続して実施している口座振替推進対策 (平成 23 年度)

- ・ 金融機関、公共機関へのリーフレット配布
- ・ 宣伝用ティッシュペーパーなどの作成、配布
- ・ 宣伝ポスターの作成、掲示  
(遠州鉄道駅構内、公共機関など)
- ・ バス、電車車内電光表示広告
- ・ 市役所庁舎壁面懸垂幕掲示

#### (4) 外国人の収納対策

##### 現状

- ブラジル人を中心に外国人約 2 万 5 千人が市内に居住している。最盛期の 3 万人近くに比べ、リーマンショックの影響で約 5 千人程度減少した。現在市内の総人口 81 万 6 千人のうち約 3.1%を占めている。
- 経済情勢・雇用情勢の悪化にともない、母国帰国の機運が高まったが、日本に残ることを決めた外国人も多い。また、帰国後、母国の生活になじめず再来日するものも少なくない。
- 地方税の滞納の問題については、滞納を残したままでの帰国の問題が大きい。さらに旧外国人登録制度では一時帰国との区別が困難な問題もあり、滞納整理の大きな障害となっている。また、日本に残っている場合でも、経済状態・雇用情勢の改善が見られず、滞納が長期化する傾向が顕著になりつつある。
- 数値的なものをみれば、市税現年課税分の全体の収納率が 23 年度分で 98.63%であるのに対し、外国人全体では 61.65%である。
- 23 年度決算時の滞納繰越額は、全体で 68.33 億円に対し、外国人全体で 8.59 億円。約 13%と人口比率を上回る高い比率となっている。

	浜松市全体	外国人
人口 (注 1)	816,913 人	24,936 人
H23 現年度分収入率 (注 2)	98.63%	61.65%
H23 滞納繰越額 (注 2)	6,833 百万円	859 百万円

注 1 人口は 24 年 7 月 1 日現在

注 2 浜松市全体は決算額 (外国人データは決算整理前の抽出データ)

##### 今後の取組

- 外国人全体の 6 分の 1 に及ぶ帰国者の実態を把握し、滞納しているが実質徴収不可能なものについて、正確に把握し、その整理を迅速に進める。
- 外国人に対する、よりきめ細かい納税折衝を行い、厳しい経済情勢・雇用情勢に対応した滞納整理を行う。
- 具体的方策として、従来どおり担税力のあるものに対しては、財産調査を徹底し差押処分を積極的に実施していき、担税力減少が考えられる場合は、徴収の猶予措置等を法律に従い進めて行く。
- 担税力を喪失し、換価可能財産も無い場合は、執行停止等を迅速に行い、滞納整理を押し進める。

## (5) 特別徴収事業所の拡大策

### 「特別徴収」の法的位置付け

地方税法において、「給与所得者である場合においては・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定され、事業所への特別徴収(給与からの天引き)が義務付けられている。

### 「拡大策」の必要性

特別徴収は普通徴収に比べ収納率が約7ポイント高く、収納率の向上を図る点からも特別徴収事業所を拡大させる必要がある。

#### 《 収納率の比較 》

特別徴収 (99.81%)   ←→   普通徴収 (92.73%)

### 平成23年度までの取組状況

#### ア 従業員数10人以上の事業所を対象に指定を実施(平成23年度)

- 静岡県下一斉の特別徴収事業所指定の取組との連携を図る中で、平成24年度の指定予定事業所(在職者3人以上の事業所)を対象とした説明会の実施

#### イ 浜松市の事業に関与する場合には、特別徴収事業所であることを必須要件とすることの徹底と拡大(平成22年度)

#### ウ その他の取組

- 事業所への訪問勧奨活動
- 文書による勧奨活動
- 特別徴収事業所拡大キャンペーンに伴う市長、市幹部による企業訪問
- 浜松納税意識啓発市民会議での特別徴収事業所拡大決議
- 社会保険労務士会への協力依頼
- 浜松市入札参加資格の特別徴収の義務付け(正規従業員10人以上事業所)
- 浜松ケーブルテレビでの特別番組による啓発(浜松納税意識啓発市民会議会長と市長が出演)
- 地元ラジオ局の番組を活用した特別徴収事業所拡大の取組の説明
- 特別徴収拡大用チラシの配布、ポスターの掲示、市の広報誌への掲載
- 静岡県財務事務所との協力体制における県職員による訪問勧奨実施
- 新規指定事業所への電話連絡による事務内容の説明及び納入等の確認
- 青色申告会、税理士会、商工会等への取組内容の説明

### 今後の取組

現在未指定となっている事業所を対象として、指定の拡大を図るとともに、特別徴収指定初年度は、収納担当課と連携をしながら納入等の指導を徹底していく。

## (6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

### 設立趣旨

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議が設立された。

### 平成 23 年度事業実績

- 総会で「口座振替の推進」「特別徴収事業所の拡大」「外国人に対する納税意識の高揚」を重点目標と決定。
- 口座振替推進のため、クリアホルダー3,000部を作成し、市役所窓口や浜松商工会議所窓口で配布。
- ザザシティオーロラビジョンで「税金ってなあに？篇」のCMを放送。
- 特別徴収事業所拡大のため、浜松商工会議所広報誌「NEWing11/11号」に広報を掲載。
- 外国人に対する納税意識の高揚を図るため、2種類のポスターを作成し、国際交流協会や遠鉄電車主要9駅に掲出。

### 平成 24 年度の取組

#### ・広告宣伝事業

1. オーロラビジョン、バス前幕を利用した広報
2. 啓発ポスターの作成、掲示
3. 啓発チラシ、グッズの作成、配布
4. 新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
5. マスメディアによる情報発信

#### ・外国人に対する啓発事業

1. 啓発ポスター作成、掲示
2. 啓発チラシ、グッズの作成、配布

## (7) エルタックス (eLTAX) の実績と取組

### 開始時期

- 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- 電子申告受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

### 実績 (平成 23 年 4 月 ~ 平成 24 年 3 月)

区 分	電子申告件数 (件)				電子申告率 (%)			
	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税
浜松市	11,523	14,383	3,212	111	72.80	46.21	23.38	9.55
政令市 平 均					28.24	36.10	11.43	7.18

電子申告率は、申告件数全体を分母として算出。

### 分析

- 個人市民税 (給与支払報告書) の申告率は 72.80% と、政令市平均 (28.24%) を大幅に上回っている。
- 法人市民税の申告率は 46.21% と、政令市平均 (36.10%) を約 10 ポイント上回っている。
- 固定資産税 (償却資産) の申告率は 23.38% と、政令市平均 (11.43%) を約 12 ポイント上回っている。
- 事業所税は、他の政令市と同様申告件数はまだ少ないが、申告率は政令市平均よりも高い。
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用された。

### 今後の取組

- 特別徴収事業所拡大に合わせ、エルタックスの利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。
- エルタックスによる申告の中には、普通徴収の事業所も含まれているため、特別徴収事業所への移行を働きかける。

## (8) 市役所の税務組織体制の見直し

### これまでの状況

税源移譲や長引く景気低迷などにより、自主財源の根幹である市税の重要性がこれまで以上に高まり、税務行政において「公平」「公正」「効率」の3つの原則を堅持していくために、今まで以上に信頼される適正な業務遂行が求められている。そのような中、平成19年4月1日の政令指定都市移行とともに区課税となったことに伴い、職員が7つの区役所に分散したことにより、課税事務の効率性や人材の確保が課題となり、税務組織の見直しが検討されてきた。

### 組織見直しの考え方

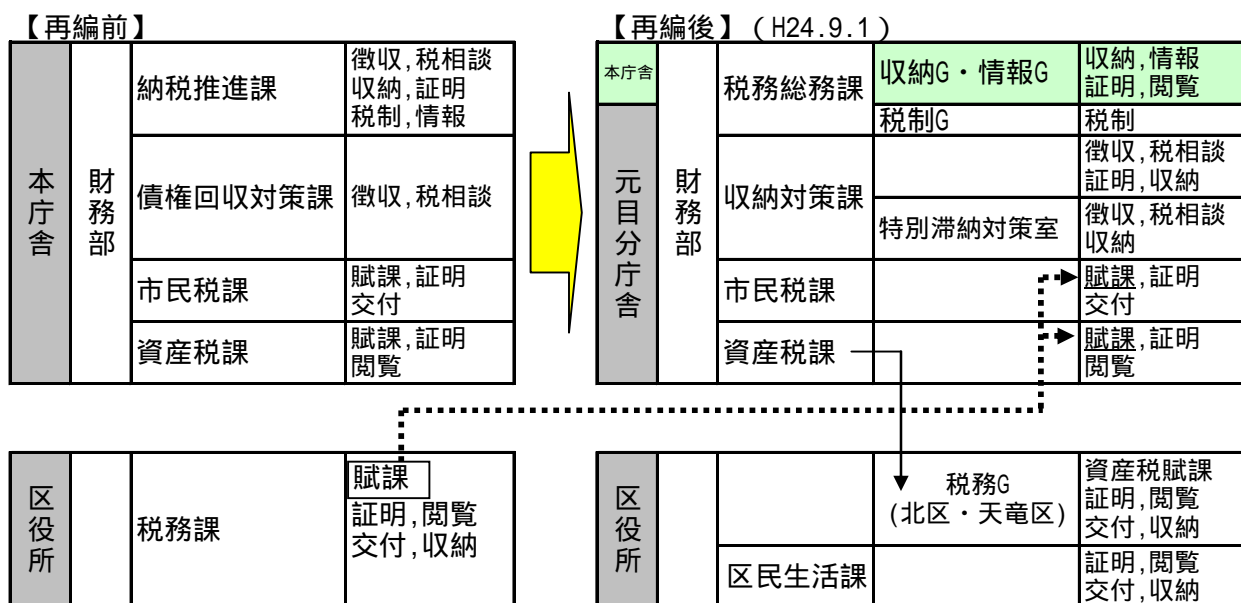
- ア 課税事務を集約し、業務の効率化、職員の資質向上
- イ 窓口業務など市民サービスの維持

### 組織見直しの内容

- ア 課税事務の本庁集約
  - 区長の責任で行っている課税事務を市長の権限として一元的に行うため本庁に集約
  - 業務の効率化
  - 職員の専門性の向上
- イ 税務業務の執行体制の強化
  - 税務総務課の新設、徴収機能の統合

実施時期 平成24年9月

### 【税務組織見直し概要図】



# 国と地方の取組

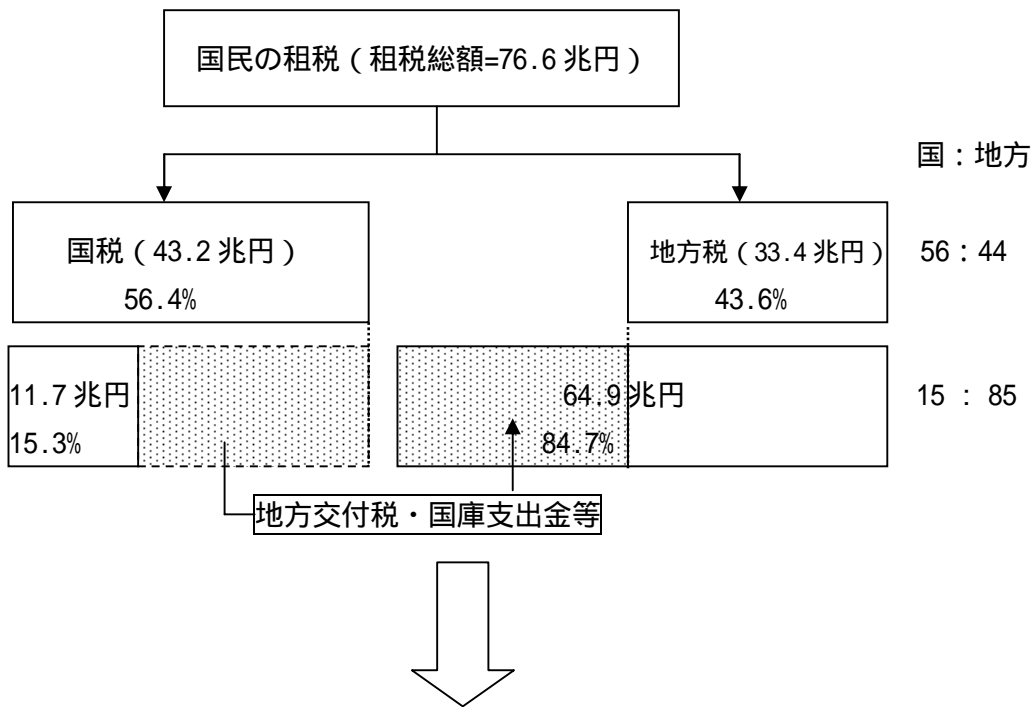
## 1 国と地方の税体系

平成 23 年度の国と地方の税配分は、国が 43.2 兆円、地方が 33.4 兆円となっている。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、国 11.7 兆円、地方 64.9 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況（平成 23 年度）



国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

国 税	地 方 税
国の役割	地方の役割

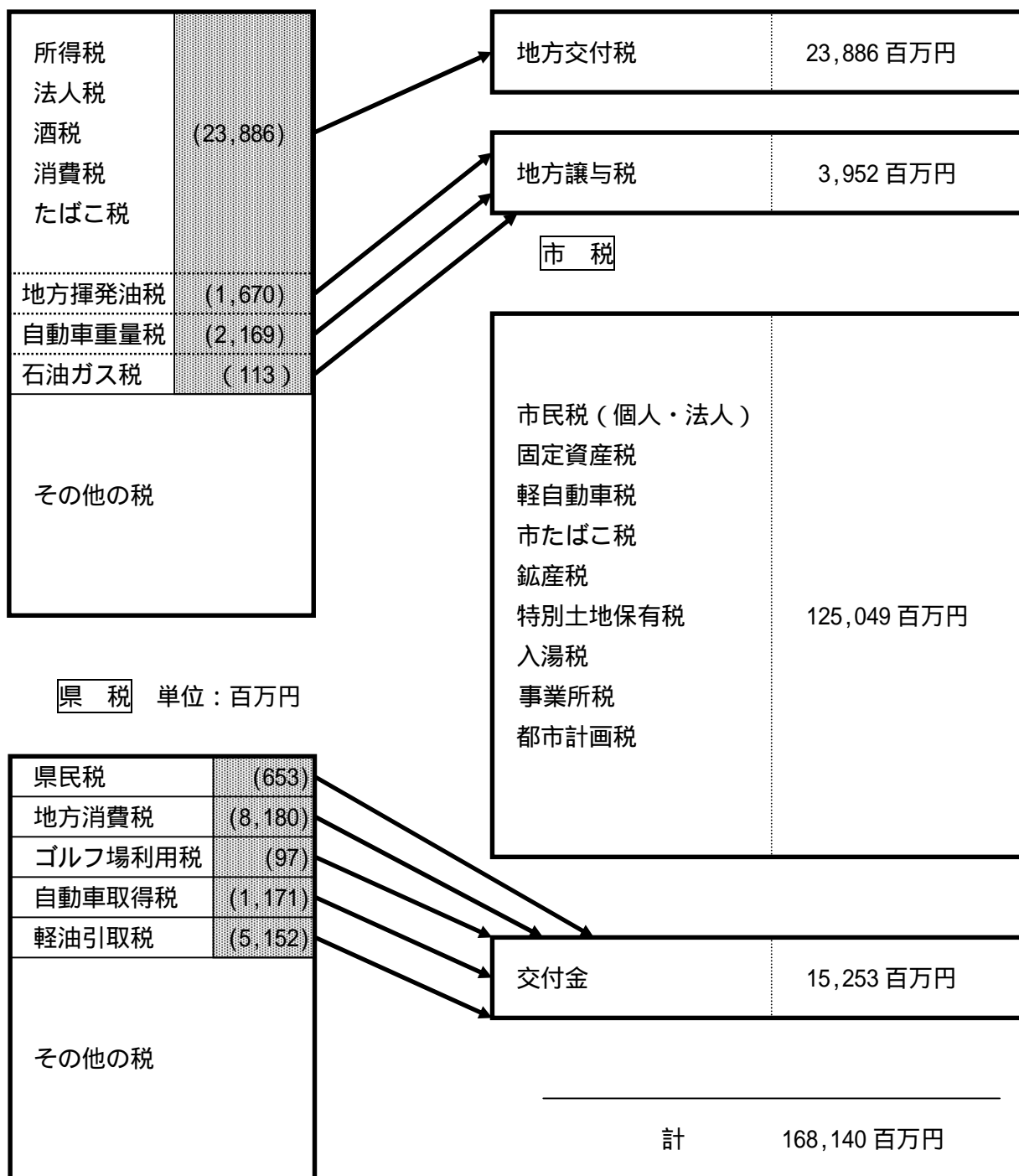


国税、県税、市税の関連図

国 税

単位：百万円

平成 23 年度浜松市決算額



平成 23 年度浜松市の決算額では、国税から地方交付税 23,886 百万円、地方譲与税 3,952 百万円、県税から交付金として 15,253 百万円となった。市税 125,049 百万円と合わせた決算額は、168,140 百万円となった。

## 2 静岡地方税滞納整理機構の実績と効果

### 事業内容

- (1) 滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務
  - (2) 税務職員研修事業・・・徴収職員専門研修や税務職員（課税業務）研修の開催
  - (3) 申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等
- 浜松市から機構への職員の派遣 2名

### 滞納整理事業の実績

徴収実績（平成23年6月1日～平成24年5月31日）

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150件	991件
移管滞納金額	194,996,321円	2,094,501千円
徴収金額合計	79,839,845円	604,453千円
徴収率	40.94%	28.86%
差押件数	225件	1,049件

本税のみ、静岡県全体は県財務事務所込み

### 移管による効果額

① 機構徴収金額	91,959千円	148件(うち完納23件)
② 経費 (機構への負担金支出)	27,199千円	ア 基本負担金 100千円 イ 処理件数割額 18,000千円 (@120千円×150件) ウ 徴収実績割額 9,099千円
③ 返還額	3,989千円	負担金に対する執行残
④ 効果額(①－②＋③)	68,749千円	

### 移管予告に対する効果（平成23年5月31日現在）

① 移管予告送付人数	372人
② 完納人数	25人
③ 分割納付人数	170人
④ 催告対象金額	411,429千円
⑤ 納付金額	21,869千円

### 平成24年度移管状況（平成24年6月1日現在）

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150件	960件
移管滞納金額	222,566,664円	1,706,843千円

本税のみ、静岡県全体は県財務事務所込み

### 3 条例指定寄附金制度

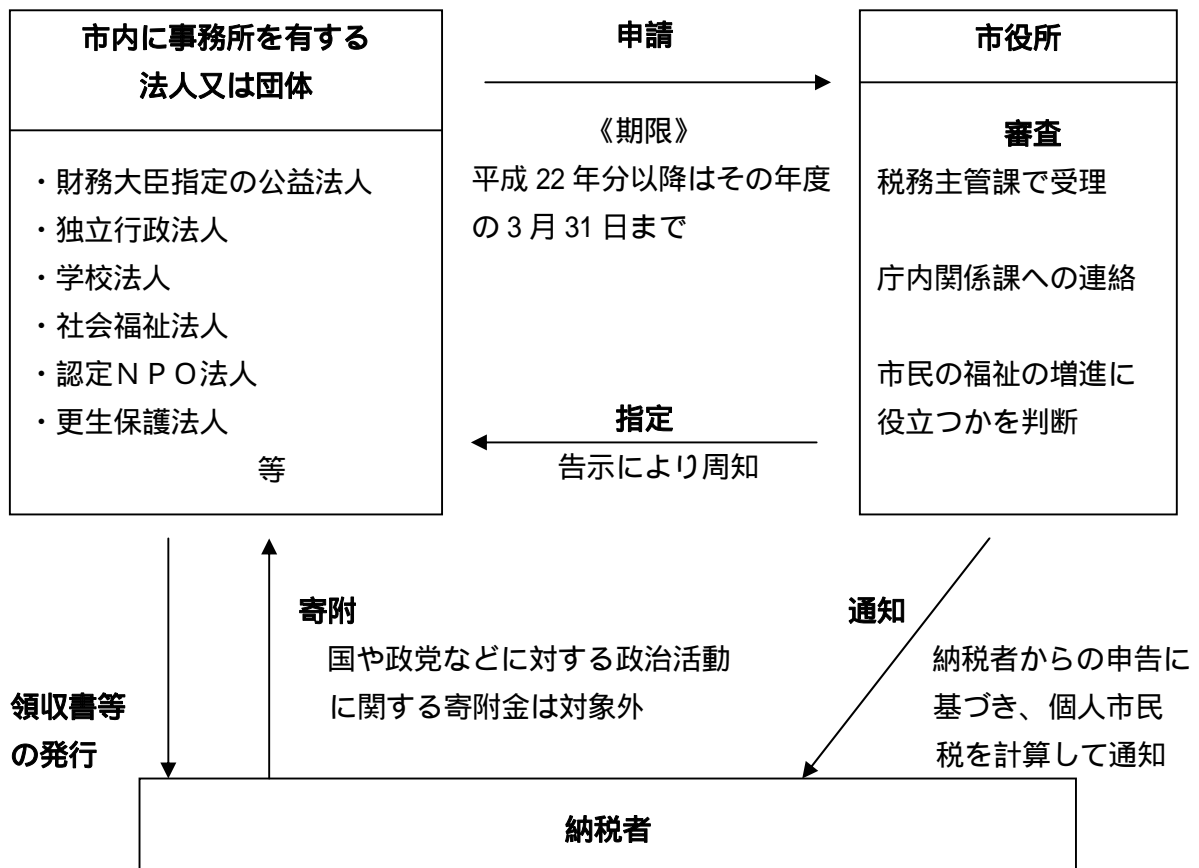
#### 条例指定寄附金制度とは

- 地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。
- 条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、2 千円を超える部分（総所得金額等の 30%が上限）について、市民税 6%及び県民税 4%（市・県民税両方の指定があれば合わせて 10%）を乗じた額が翌年度の個人住民税から軽減される。

#### 本市が条例指定した法人数（平成 24 年 3 月 31 日現在）

- 社会福祉法人 66 法人
- 国公立大学法人 3 法人
- 私立学校法人 12 法人
- 民法法人 1 法人
- 公益法人 3 法人

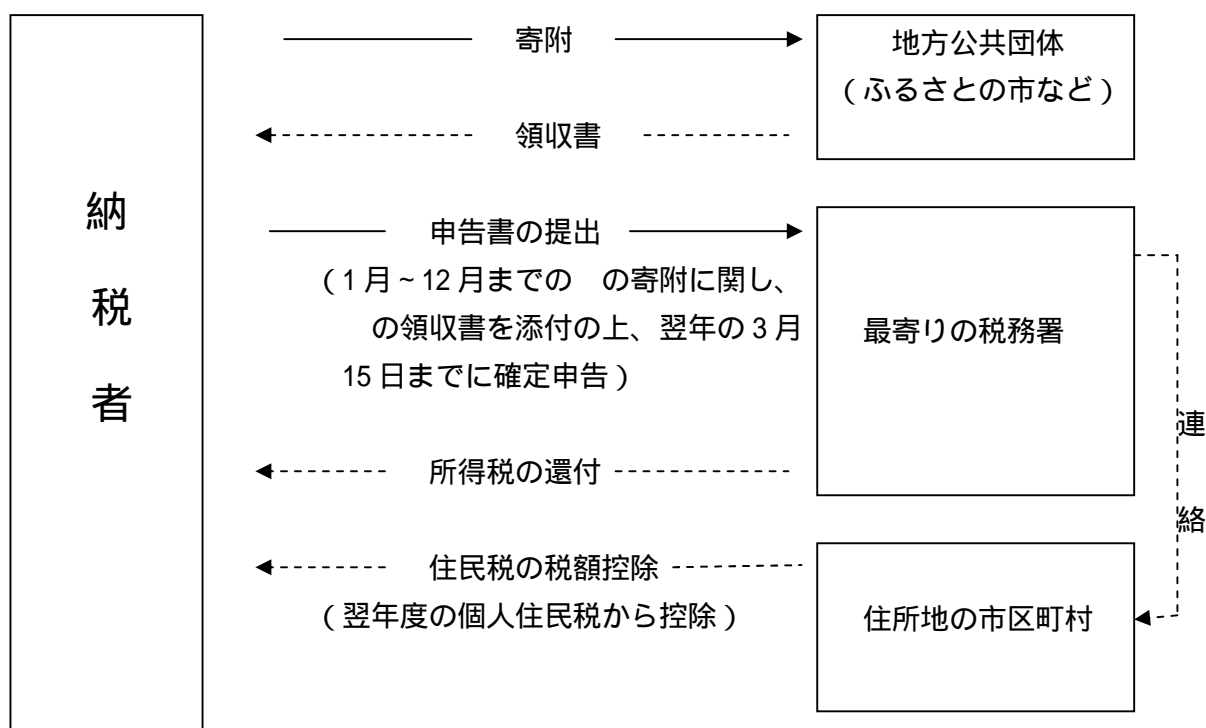
#### 条例指定寄附金の流れ



## 4 ふるさと納税（寄附金）制度

### ふるさと納税とは

- 「ふるさと納税」制度は、愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体へ寄附をした場合、その寄附金の一定限度額を、今の居住地の住民税などから控除できるしくみである。（平成 20 年度税制改正により創設）



### 本市の取組

- 本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方々などの想いを寄附というかたちで応援していただくため、「寄附の方法」や「ふるさと納税のしくみ」などをホームページに掲載している。市外の方だけでなく、市内在住の方にも応援をいただくため広報紙にも掲載した。
- 「ふるさと納税」のちらしを作成し、シティプロモーションの機会ごとに配布をするとともに「浜松やらまいか大使」や「浜松サポーターズクラブ」の皆様にも協力をお願いした。
- 首都圏における情報収集及び発信の拠点である東京事務所とも連携をとって「ふるさと納税」のPRに努めた。

### 寄附者へのお礼など

- 1万円以上の寄附をしていただいた個人の方には、お礼状と共に、「浜松市の特産品」を進呈する。【農産物・海産物（2種類）・木工製品（2種類）の中から1つを選択】

## 寄附金の活用を希望する政策メニュー

- (1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造  
(創造的な“ものづくり”による地域経済の振興)
- (2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”  
(地域一体の教育による未来の浜松の創造)
- (3) 暮らし満足度向上計画  
(住みやすさナンバーワンの都市づくり)
- (4) 次世代に継承する豊かな自然環境  
(自然共生社会・低炭素社会づくり)
- (5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現  
(個性豊かな地域文化の創造)
- (6) 世界を身近に感じる交流都市づくり  
(世界都市の確立)
- (7) 浜松市におまかせ  
(「頑張れ浜松応援基金」へ積み立て)

## 平成 23 年度の実績

寄附件数・金額 172 件 9,940,547 円

➤ 市外在住者件数 109 件

➤ 市民からの件数 63 件

➤ 政策メニュー別実績件数・金額

(1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造	12 件	867,000 円
(2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”	25 件	1,110,000 円
(3) 暮らし満足度向上計画	8 件	160,000 円
(4) 次世代に継承する豊かな自然環境	16 件	165,000 円
(5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現	2 件	20,000 円
(6) 世界を身近に感じる交流都市づくり	3 件	120,000 円
(7) 浜松市におまかせ	106 件	7,498,547 円

## 浜松市の税の分析

### 1 統計からみた税の分析

#### (1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 23 年度決算税目別構成比の比較]

(単位:百万円、%)

		指定都市 平均	構成比率	浜松市	構成比率	比較
市民税	個人	78,705	32.15	43,040	34.42	2.27
	法人	26,655	10.89	10,272	8.22	2.67
固定資産税		100,659	41.12	53,510	42.79	1.67
軽自動車税		1,162	0.47	1,491	1.19	0.72
市たばこ税		10,007	4.09	4,902	3.92	0.17
事業所税		7,342	3.00	4,240	3.39	0.39
都市計画税		20,120	8.22	7,482	5.98	2.24
その他の税		149	0.06	112	0.09	0.03
計		244,799	100.00	125,049	100.00	

指定都市平均は、平成 24 年度の政令指定都市（浜松市を除く 19 都市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・指定都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の構成比が高く、法人市民税及び都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域が狭いことを示している。
- ・軽自動車税は、構成比率としては約 1%であるが、指定都市の構成比率平均と比較すると倍以上である。

[平成 23 年度決算( 現年課税分 )税目別収入率の比較]

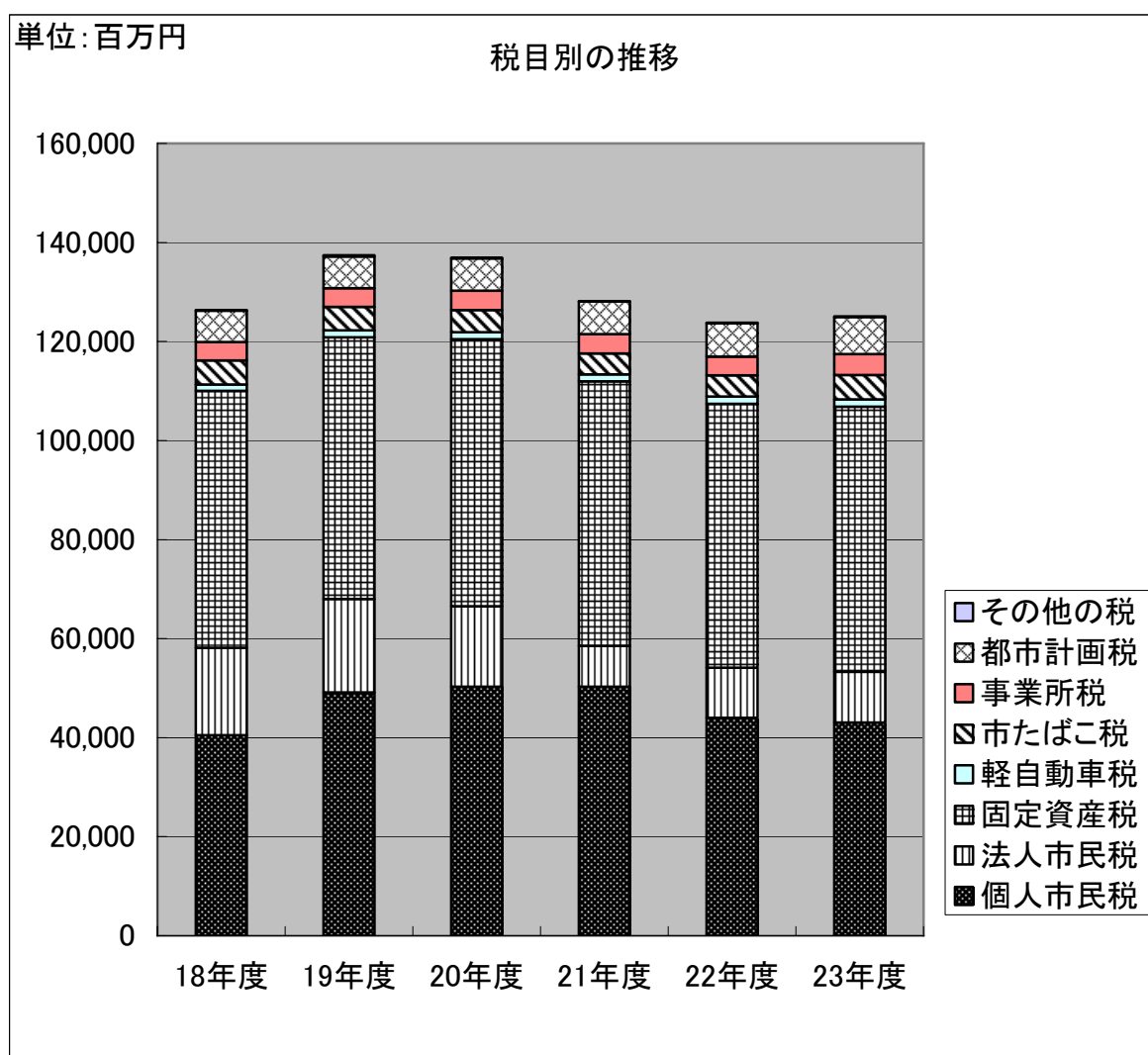
( 単位 : 百万円、% )

		指定都市 平均収入額	収入率	浜松市 収入額	収入率	比 較 -
市民税	個人	77,378	98.05	42,138	97.93	0.12
	法人	26,587	99.70	10,247	99.55	0.15
固定資産税		99,546	98.71	52,872	98.84	0.13
軽自動車税		1,137	96.81	1,470	97.73	0.92
市たばこ税		10,006	100.00	4,902	100.00	0
事業所税		7,326	99.69	4,199	99.22	0.47
都市計画税		19,871	98.53	7,402	98.84	0.31
その他の税		142	94.37	111	94.51	0.14
計		241,993	98.65	123,341	98.63	0.02

指定都市平均は、平成 24 年度の政令指定都市（浜松市を除く 19 都市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・本市の現年課税分収入率は、現年分滞納処理体制の確立などにより上昇し、全体で比較しても、指定都市の平均とほぼ同じ実績となった。
- ・市民税の収入率は、個人・法人とも指定都市の平均を下回ったが、固定資産税・都市計画税は指定都市の平均を上回った。
- ・軽自動車税の収入率は、指定都市の平均と比べて約 1 ポイントも高い。

(2) 経年変化からみた平成 23 年度決算の特徴



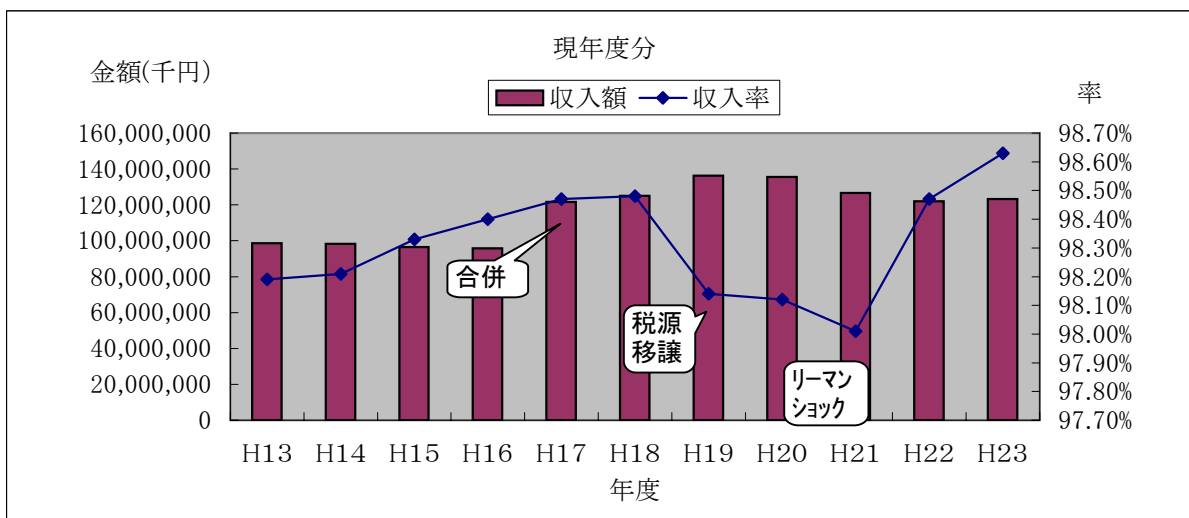
市税総額は、平成 19 年度の税源移譲の影響もあり増加傾向であったが、平成 20 年度に、合併後初めて前年度決算額を下回り 136,913 百万円となり、平成 21 年度は法人市民税が景気低迷の影響で前年度の約半分にまで落ち込み 128,157 百万円となった。平成 22 年度も個人市民税の落ち込みにより 123,762 百万円と 3 年連続の減となっていたが、平成 23 年度は合併による都市計画税等の不均一課税措置が終了したため 125,049 百万円となり 4 年ぶりの増加となった。



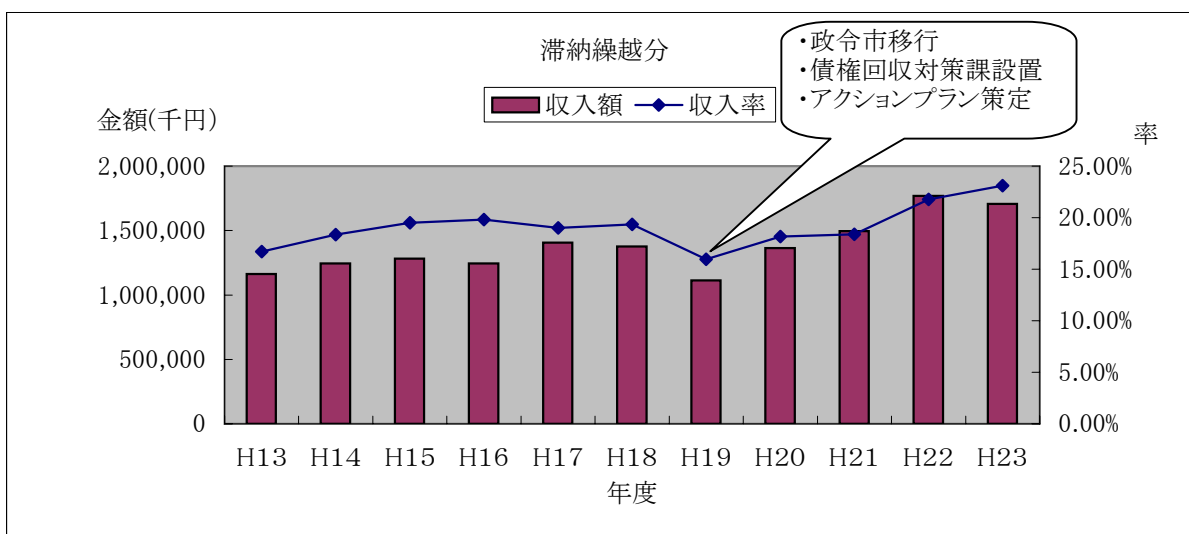
- ・税目別に見ると、個人市民税は、平成 19 年度の税源移譲、定率減税廃止などにより、平成 21 年度には 50,301 百万円（平成 18 年度から 9,793 百万円の増）になった。しかし、平成 22 年度はリーマンショックによる個人所得の落ち込みのため大幅に減少し、平成 23 年度もその影響を受け 43,040 百万円となり、前年度比 963 百万円の減となった。
- ・法人市民税は、平成 19 年度の 18,851 百万円まで順調に増加してきたが、平成 20 年度は世界同時不況で 16,240 百万円、さらに平成 21 年度は前年度からの景気低迷の影響で 8,243 百万円まで落ち込んだ。平成 22 年度は景気がやや持ち直したことから 10,116 百万円となり、平成 23 年度も 10,272 百万円となり 2 年連続の増加となった。
- ・固定資産税は、平成 18 年度の 51,901 百万円から、平成 22 年度の 53,291 百万円まで若干の増減はあるものの、概ね同水準で推移している。平成 23 年度はリーマンショックの影響が続いたものの、宅地分譲や大型分譲マンションなど家屋が好調であったため 53,510 百万円となり、前年度比 219 百万円の増となった。
- ・軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の登録台数増により、平成 18 年度の 1,292 百万円以後も毎年着実に増加しており、平成 23 年度には 1,491 百万円となった。
- ・市たばこ税は、平成 18 年度の 4,814 百万円から、分煙化や禁煙化など厳しい喫煙環境および健康志向から平成 21 年度までに 4,234 百万円まで減少したが、平成 22 年 10 月の税制改正による税率の引き上げのため、平成 22 年度より増加に転じ、平成 23 年度は前年度比 594 百万円増の 4,902 百万円となった。
- ・事業所税は、平成 18 年度の 3,711 百万円以降、大きな変動はなかったが、平成 23 年度は合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したため 4,240 百万円と前年度比 477 百万円増となった。
- ・都市計画税は、平成 18 年度の 6,338 百万円から毎年微増していた。平成 23 年度は合併による不均一課税措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対し一律 0.3%の課税となったため、前年度比 782 百万円増の 7,482 百万円となった。

### (3) 浜松市の市税収入率及び滞納繰越額実績表

区分 年度	現年度分			滞納繰越分		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
H13	100,409,736	98,591,817	98.19%	6,957,699	1,162,414	16.71%
H14	100,027,557	98,235,058	98.21%	6,778,553	1,243,896	18.35%
H15	98,073,898	96,436,909	98.33%	6,574,419	1,282,385	19.51%
H16	97,354,620	95,797,892	98.40%	6,287,049	1,245,395	19.81%
H17	123,602,743	121,708,338	98.47%	7,388,936	1,405,547	19.02%
H18	126,914,442	124,982,131	98.48%	7,114,796	1,376,634	19.35%
H19	138,893,087	136,315,500	98.14%	6,974,904	1,112,993	15.96%
H20	138,144,906	135,549,385	98.12%	7,506,875	1,363,411	18.16%
H21	129,236,948	126,661,063	98.01%	8,134,982	1,495,679	18.39%
H22	123,888,269	121,992,099	98.47%	8,125,055	1,769,955	21.78%
H23	125,059,237	123,340,696	98.63%	7,389,077	1,707,823	23.11%
H23全体	132,448,314	125,048,519	94.41%			



現年分については、平成19年度からの税源移譲により個人住民税の税構造が変更となったため、平成18年度の98.48%をピークとして大幅に低下していたが、早期かつ徹底した徴収対策により、平成23年度決算では、バブル経済崩壊後最高の収入率となる前年度比0.16%増の98.63%となった。



滞納繰越分については、15.96%と落ち込んだ平成19年度以外は17%～19%台となっていたが、平成22年度に引き続き差押えを中心とした滞納整理の徹底などの対策によって、前年度比1.33%増の23.11%まで上昇した。

## 2 市民一人当たりの分析

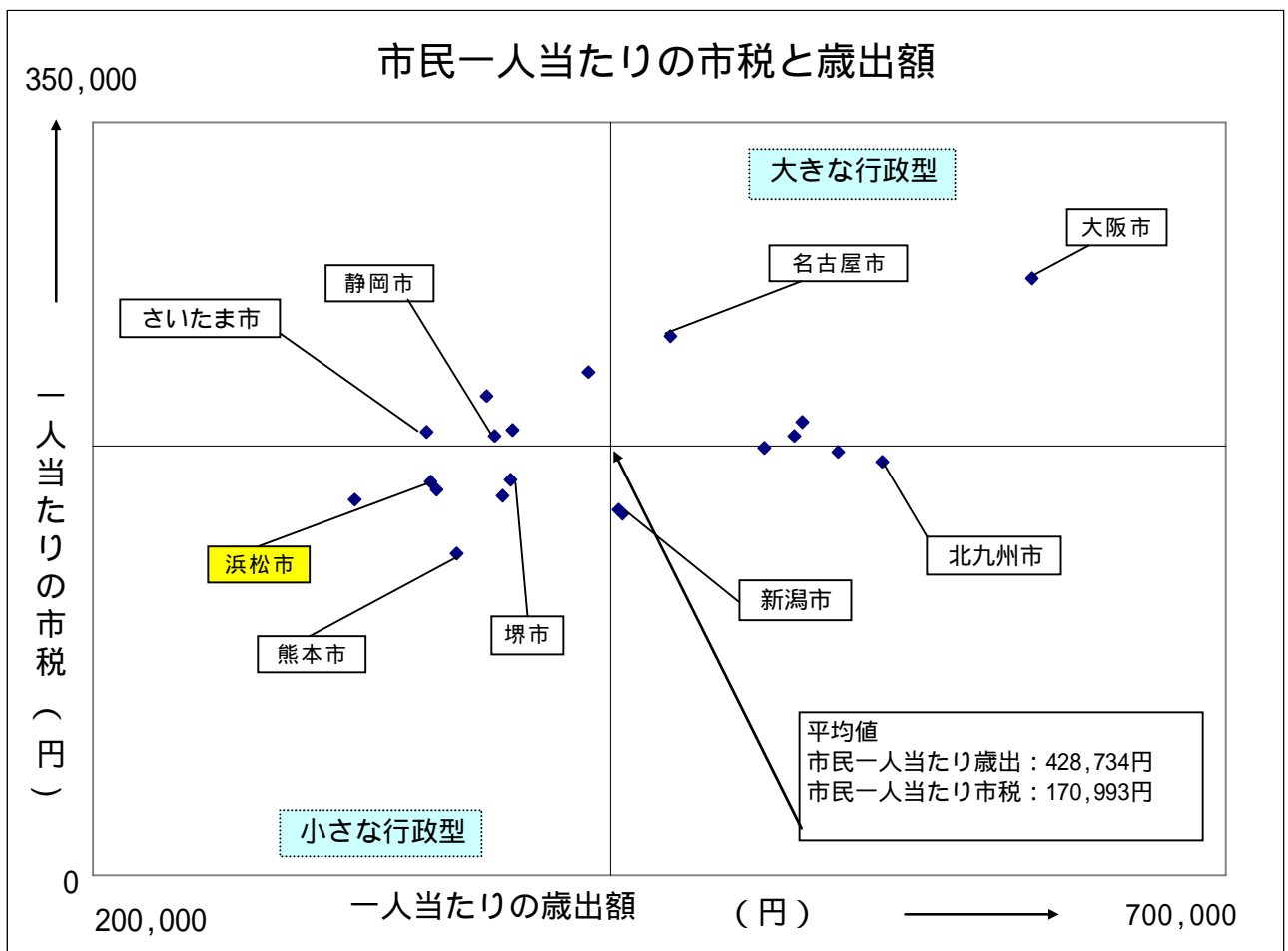
### (1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

大きな行政型：市税も歳出も多い 大阪市、名古屋市など

：市税が多く歳出が少ない さいたま市、静岡市など

小さな行政型：市税も歳出も少ない 浜松市、堺市、熊本市など

：市税が少なく歳出が多い 新潟市、北九州市など



対象都市は、平成 24 年度の政令指定都市 (20 都市)

本市は左下の「小さな行政型」に属しており、1人当たりの市税は指定都市の平均近くだが、1人当たりの歳出額は指定都市で3番目に少ない状況である。

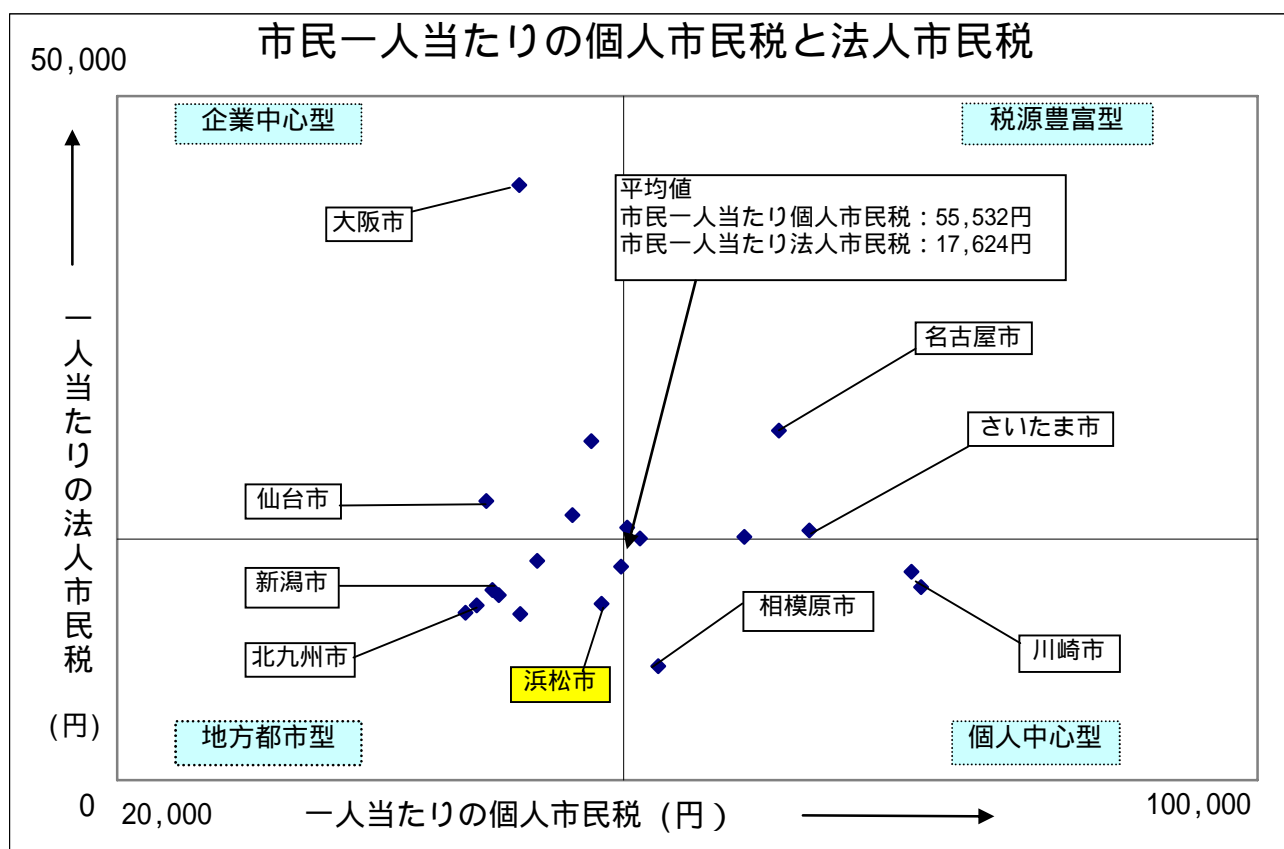
## (2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い 名古屋市、さいたま市など

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない 浜松市、北九州市、新潟市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない 大阪市、仙台市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い 川崎市、相模原市など



対象都市は、平成 24 年度の政令指定都市（20 都市）

本市の一人当たりの個人市民税は指定都市の平均をやや下回っており、法人市民税においては、指定都市の中でも低い水準にあることから、「地方都市型」に分類される。



平成 24 年版  
浜松市の市税のすがた

平成 24 年 9 月発行

編集・発行 浜松市財務部税務総務課  
浜松市中区元目町 120 番地の 1  
TEL 053 ( 457 ) 2141